別表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条の項の次に次のように加える。

都市再生特別措置法第百九条の九	居住誘導区域等権利設定等促進計画	都市再生特別措置法第百九条の十

別表都市再生特別措置法第百九条の八の項中「第百九条の八」を「第百九条の十七」に、「第百九条の九」を「第百九条の十八」に改める。

附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十二条第一項第四号、第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十条及び同法第二十六条の五において準用する同法第二十三条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項第二号、第八十四条第二項及び第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「合計所得金額をいう」を「合計所得金額をいい、当該被保険者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする」に改める。

第二十九条の三第二項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同条第四項第六号中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額と」の下に「し、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加え、同条第十項中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（当該世帯主並びに当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中に第二十九条の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中に第二十九条の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第二十九条の四の三第六項中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（当該世帯主及びその世帯員並びに特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（基準日の属する年の前々年（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）中に第二十九条の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（次条第二項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）中に第二十九条の七第五項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第二十九条の七第五項第一号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に